

会 則

『 神奈川県西地区介護事業者の会 』

(名称)

第1条 この会は、「神奈川県西地区介護事業者の会」という。

(事務所)

第2条 この会は、神奈川県小田原市東町2-8-3に置く。

(目的)

第3条 この会は、利用者の立場に立った質の高い介護サービスの提供をはかり、介護サービスの健全な発展を目的とする。

(事業の種類)

第4条 この会は、第三条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(ア) サービスの質を向上させるためのさまざまな研修会の開催

(イ) 高齢者介護に関わる情報交換、交流

(ウ) 高齢者が在宅でより快適に暮らすための行政への提案と要望

(会員)

第5条 この会の会員は、神奈川県西地区介護事業者（二市八町に事務所を置く）事業者をもって構成する。

1. 会員はこの会の目的に賛同したものとみなす。

(会費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。

1. 年度の途中で入会する場合は入会日より会費を納入する。

2. 退会の場合は納入した会費は返却しない。

3. 年会費 12,000 円 月会費 1,000 円とする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。

2. 当会の目的に反したとき。

3. 年度内に会費を納入しなかったとき。

(役員の種類及び定数)

第8条 この会に、次の役員を置く。

1. 役員 3 名以上 6 名以内

2. 監事 1 名

3. 役員のうち 1 名を代表とする。

(選任等)

第9条 役員及び監事は、総会において選任する。

1. 代表は、役員の中から互選とする。

(職務)

第10条 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。

- (ア) 役員は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、または代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (イ) 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び総会または役員会の議決に基づき、この会の業務の執行を行う。
- (ウ) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - ② この会の財産の状況を監査すること。

(任期等)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1. 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第12条 役員または監事のうち、その定数の3分1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 1. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、以下の事項について決議する。

- 1. 会則の変更
- 2. 解散及び合併
- 3. その他、会運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 総会は、毎年1回開催する。

- 1. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - ② 会員総数の2分1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。

(総会の召集)

第17条 総会は、代表が召集する。

- 1. 総会を召集する場合には、会議の日時、目的及び審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、委任状を含め会員総数の2分1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第22条 役員会は、この会則に定める事項のほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
4. 会員の退会に関する事項

(役員会の開催)

第23条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

1. 代表が必要と認めたとき。
2. 役員総数の3分2以上から役員会の目的である事項を記載した書面に召集の請求があったとき。

(役員会の召集)

第24条 役員会は、代表が召集する。

(役員会の議長)

第25条 役員会の議長は、代表がこれにあたる。

(役員会の議決)

第26条 役員会の議事は役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第27条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第28条 この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第29条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

1. 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会則の変更)

第30条 この会が会則を変更しようとするとき、総会に出席した会員の4分3以上の多数による決議を経なければならない。

(解散)

第31条 この会は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議

この会則は、平成16年6月1日から施行する。

平成20年7月1日から施行する。